

第7回有識者会議の概況等について(厚年・DB)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

昨日開催されました第7回有識者会議¹において、「財政運営の在り方」・「厚生年金基金制度等の在り方」に関してこれまでの議論をまとめた整理ペーパーが提出され、それに関して議論が行われましたので議論の概況等をご案内します。

なお、有識者会議での議論は制度改定の方角性を議論するものであり、決定事項ではありません。今回を含め次回(6/29)の議論においておおよその方向性が示されるものと思われます。

【議論の概況】

- ▶ 厚生年金基金制度の存廃については、存続意見が主流。
- ▶ 特例解散の分割納付金の連帯保証の仕組みは、見直すべきとする意見が主流。
- ▶ 特例解散時に事業所から回収不能となった場合の厚年本体による補填については、対象先を選別したうえでの補填はやむを得ないのではないかとする意見が主流。
- ▶ 解散問題に関わらず、最低責任準備金については適正な評価への見直し²が必要とする意見が主流。

1 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議

第7回有識者会議の配布資料はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002d8vj.html>

2 各委員からの意見としては「給付現価負担金の要件緩和」、「免除保険料率算定の予定利率の引下げ」、「0.875問題の解決」等について言及がありました。

論点整理ペーパーと主な意見の概要は次頁以降をご参照

～ 以下の内容が事務局(厚労省)より提示され、議論が進められている。

< 財政運営の在り方 >

1. 予定利率の見直し	
論点整理ペーパー	加算部分の予定利率5.5%は全体の約6割。諸外国の例を見ても総合型で予定利率を引下げるのはかなりハードルが高い。予定利率を引下げやすくするための方策としてはどのようなものが考えられるか？(引上げ猶予等の特例措置の延長等)
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 後発債務を分離して長期で処理する仕組みや、給付減額と併せて実施する際に同意基準を緩和する等が考えられる。
2. 積立不足への対応	
論点整理ペーパー	<p>以下の両方の意見があったと整理できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の「一時金支払い(最低積立基準額)」について見直しを考えるべき 加算部分の減額効果は限定的であり、現行基準維持でよいのでは
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 減額要件の緩和は厚年前提、かつ財政悪化基金を前提とすべき 加算部分の減額効果は限定的ではない。給付減額と予定利率を同時に行うケースが多いことを考えれば、運用リスクの低減効果は大きい。 例えば5.5%から2.5%に引下げの場合、加算部分を2割と考えると、ポートフォリオ全体で0.6%引下げ可能$((5.5\% - 2.5\%) \times 20\% = 0.6\%)$。 株式の期待運用収益率を6%とすれば株式のウェイトを10%減らすことができ、相当の運用リスク低減効果がある。
3. 解散基準等	
論点整理ペーパー	解散基準(理由要件、手続要件)の見直しや、厚生労働大臣による解散命令の発動基準の明確化を行う必要があるか。また、具体的にどのような方策が考えられるか。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 指定基金制度と解散命令を組み合わせて考えては如何。例えば健全化計画期間中に財政が健全化の方向に向かっていないようなケースでは公的負担の拡大を回避するために解散命令を出す等。 解散基準のハードルが高い。対金融機関対策として中小企業の実態に配慮した対応が必要。また強制解散の発動基準を明確にすべき。積立基準のトレンド等の総合的判断、また事業主の意思を確認したうえで発動すべき。困るのは不足金の処理で、特例解散でも問題が指摘されているが、他の解散制度との整合性、納得性のあるものが必要。再建の可能性がある基金は、制度を維持する方向での弾力化で対応すればよい。 一部の積立比率が悪化している基金にはオーソドックスな財政運営が当てはまらなくなってきている。このような場合には解散を前提として処理することも考えられる。再建の可能性がある基金は、制度を維持する方向での弾力化で対応すればよい。

< 厚生年金基金制度等の在り方 >

1. 代行制度の意義・役割	
論点整理ペーパー	<p>「公的年金としての性格」をふまえると以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在代行割れしている基金もかつては財政状況がよかった時代もあり、代行制度が中長期にわたり持続できるかどうか、これまでの累次にわたる代行制度改正の検証や今後代行制度が厚生年金本体の財政に与えるリスク等も含め判断すべき。 ・代行制度が公的年金財政の一部となっている以上、将来的に基金制度によって公的年金の保険料引上げや積立金の減少につながるリスクは残る。公的年金である厚生年金の被保険者の中には企業年金を持たない中小企業も多くあり、こうしたリスクを残す制度をこれ以上残すべきではなく一定の期間を置いて廃止すべき。 ・厚生年金本体にリスクを負わずに基金制度を維持するとした場合、例えば、代行割れする前に厚生労働大臣の解散命令を出すようにする、あるいは、厚年基金などの企業年金の中で支払保証制度を作って、厳しい状況にある基金を財政状況の良い他の基金が救うという企業年金制度内での連帯ということも考えられる。 <p>「中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」という観点からは以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型基金の上乗せ部分の給付は非常に低く、代行部分がなくなれば、運用手数料など資産運用の効率性が損なわれるため、DBやDCとして存続することは難しい。こうした問題に対する展望を打ち出さずに一律に制度を廃止してしまうことは問題がある。 ・財政状況が悪い基金だけでなく、財政状況が良い基金もあり、また、資産運用も単年度ではなく長期的に見る必要がある。こうした点を考慮せずに制度を廃止すれば、中小企業の企業年金を減らすことになり、現在の加入者や受給者の受給権保護の観点からは問題がある。 ・代行制度の廃止は、中小企業の企業年金への影響だけでなく、厚生年金基金の中途脱退者等の年金給付を行っている企業年金連合会の代行返上にもつながる。現状では代行部分の資産はあるが上乗せ年金部分は積立不足の状況にあり、中途脱退者の年金給付にも影響を与えるなどの課題が多く難しい。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の書き方は、厚年基金廃止ありきの書き方で、もっとポジティブに考えるべきではないか。厚年基金は新設の意義は薄まっているかもしれないが、存続の意義は残っている。 ・支払保証事業はモラルハザードを招くものであり、企業年金には馴染まないと考えている。 ・支払保証事業は加算部分を一部補填するだけでも相当な負担であり、代行部分もとなると直感的には無理ではないかと思う。 ・中小企業を含めた多くの労働者を支える制度として、厚年基金制度は役割を担っていたのだが、今後は残念ながらそうではないと言える。勿論、存続したい基金は存続すればよく、全部廃止する必要はない。 ・代行割れがあるから廃止という議論はおかしい。健全な先も多い。どうやって代行割れ部分の拡大を止めるかが課題。

2. 深刻化する代行割れ問題への対応、3. 総合型厚生年金基金の在り方

<p>論点整理ペーパー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資産が最低責任準備金を下回るいわゆる「代行割れ」については、これまでも特例解散制度により厚生年金本体への返還額の特例や分割納付などの措置が講じられてきたが、産業構造の変化に伴い母体企業の負担能力が著しく低下している基金では、こうした現行措置でも対応できず、解散したくてもできない状況にある。 ・代行部分の積立不足は母体企業が責任を持って負担することが基本であるが、一方で中小企業の連鎖倒産等による地域経済・雇用への影響、さらに基金を構成する企業が全て倒産した場合には結果的には厚生年金本体の財政へ影響することなどを踏まえれば、問題を先延ばしせず、早急に制度的に対応する必要があるのではないかと。 ・具体的には、厚生年金の被保険者に納得が得られる仕組みであるということの基本として、代行部分の債務である最低責任準備金の計算方法の見直しや、分割納付に際してのいわゆる「連帯債務」について現行法制の下では国と基金の債権・債務関係となっている仕組みを国と各事業所との債権・債務関係に見直すなどの方策が考えられるのではないかと。 ・また、解散の際に、母体企業の財務諸表にそれまで簿外債務となっていた年金給付債務が計上されることに伴い、母体企業の資金調達に大きな支障が生じることのないよう金融行政と連携しつつ対応を検討する必要があるのではないかと。
<p>主な意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「代行部分の債務である最低責任準備金の計算方法の見直し」は、見直しにより減額された部分は国に返さなくていいということか？ 最低責任準備金に係る記載は、適正な評価への見直しであったり、特例解散における減額責任準備金をイメージしたもの。(厚生労働省) ・代行割れ問題については制度の仕組み上の問題もあると考えている。「給付現価負担金」は最低責任準備金との過不足を後付けで調整する仕組みだが、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の1/2とするルールや負担金が5年かけて分割される仕組みには理屈も無く、またタイムラグも発生している。また、「免除保険料」算定上の予定利率を4.1%(経過措置3.2%)とするルールも厚年本体の過去10年の運用実績である1.8%程度を考慮すると無理がある。さらに0.875問題もある。行政側が財政健全化を放棄していると考えられてもおかしくない。 ・代行割れ部分については、理屈としては現行においても回収不能の場合は厚年本体で補填するしかない。また、だからといって倒産する事業所に勤める人の公的年金が減るのはおかしいと思う。 ・完全な中立化がなされていない以上、全て基金の問題にするには無理がある。代行割れ部分のある程度の負担軽減等、一定の出口戦略を検討し、それ以上は政治判断では。 ・代行割れ基金は対象をきちんと選別したうえで例外中の例外として税金投入もやむを得ないと考える。

4. 中小企業の企業年金の在り方

<p>論点整理ペーパー</p>	<p>中小企業における企業年金の普及という観点から見た現行の企業年金制度の課題は何か。また、中小企業の労働者の老後を支える仕組みとして、より幅広い観点からどのようなことが考えられるか。</p>
<p>主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向として「公的年金の上乗せの企業年金」という発想ではなく、公的年金以外の部分は、老後に向けた自助努力であって、その中で企業年金という職域ベースのサポートがあるという枠組みで考えるべき。また、被用者だけのものという発想から脱却し、自営業・非正規等を含めて考えるべき。 ・中退共は中小企業であるという制限があるが、制度として便利であり活用しては如何か。DB・DCは更に導入しやすくするべきで、普及のためにはコマーシャルベースで受託機関にもメリットが出るような仕組み作りが必要。DCであれば拠出限度額の拡大や個人拠出の拡大、DBでは認可基準等の緩和等。

以上